

「高等教育の修学支援制度」多子世帯授業料無償化 日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）

在学採用（秋の二次採用）のご案内

春の一次採用で申込まなかった方や申し込んだが不採用になった方、また、別の奨学金を追加したい方は、以下の手順で申込手続きをしてください。

対象学生 日本人学生と外国籍学生のうち以下の在留資格の人

＜対象在留資格＞法定特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等
「家族滞在」の人は条件付きで可 ※在留資格が「留学」の人は申し込むことができません

申込できる奨学金

【重要】多子世帯への授業料等減免を希望する方は、「給付奨学金」に申し込んでください。
給付奨学金の審査の中で、多子世帯についての確認がされます。

1. 給付奨学金（返済不要）

採用者は国の「高等教育修学支援制度」の授業料免除/減額も受けられます。

家計基準（収入金額、資産額）及び学力基準（学業成績、学修意欲）などの条件を満たす人が対象です。
【進学資金シュミレーター】であなたが収入の基準に該当するかどうか、おおよその確認ができますので
ご活用ください。

※多子世帯（扶養している子どもが 3 人以上）も支援対象です。

進学資金シュミレーター



2. 貸与奨学金

(1) 第一種奨学金（無利子で借りる）

(2) 第二種奨学金（有利子で借りる）

申込関係書類の受け取り

※QR/リンクは大学 Microsoft365 アカウントのみアクセス可

申込希望者は下の QR/リンクから送信のうえ、申込関係書類を受け取ってください。



【日本学生支援機構】2026 年度在学採用（秋の二次採用）申込関係書類の受け取りについて - フォームに記入する

【書類受け取り期間】2026 年 9 月 1 日（火）～10 月 21 日（水）

【受け取り方法】大学窓口で受け取りまたは郵送※を選択

※郵送は 9 月 16 日（水）までの申込みに限ります

申込手続き期間

＜手続きの詳細は申込関係書類に同封＞

	申込手続き期間		選考結果 通知予定月
	スカラネット入力	「奨学金確認書兼地方税同意書」 提出（支援機構必着）	
第 1 回（11 月採用）	9 月 1 日（火）～	～10 月 1 日（木）	11 月または 12 月
第 2 回（12 月採用）	10 月 31 日（土）	～11 月 2 日（月）	12 月または 1 月

高等教育の修学支援新制度に関する補足説明（2026 年度二次採用）

●家計基準（収入基準・資産基準）と扶養する子どもの数により決定された支援区分に応じて、以下の支援が受けられます。

支援区分	給付型奨学金（月額）		授業料等免除/減免額	
	自宅通学	自宅外通学	授業料	入学金※1
第Ⅰ区分	38,300 円	75,800 円	全額免除※2	
第Ⅰ区分（多子）				
第Ⅱ区分	25,600 円	50,600 円	第Ⅰ区分の 2/3 減免	
第Ⅱ区分（多子）			全額免除※2	
第Ⅲ区分	12,800 円	25,300 円	第Ⅰ区分の 1/3 減免	
第Ⅲ区分（多子）			全額免除※2	
第Ⅳ区分（多子）※3	9,600 円	19,000 円	全額免除※2	
多子世帯	0 円	0 円	全額免除※2	

※1 入学金の減免は入学後 3 か月以内の申請に限ります。（二次採用では入学金の減免なし）
※2 本学の授業料全額免除額は年額 60 万円（半期 30 万円）、管理栄養学科は年額64万円（半期32万円）です。
※3 第Ⅳ区分は多子世帯に限ります。

●扶養する子供の数と世帯年収は住民税情報（マイナンバー）で確認します。

申込時（2026 年 9 月～）の子どもの数と世帯年収ではありませんのでご注意ください。

⇒2026 年二次採用（秋）の場合

子どもの数2025年 12 月 31 日時点の扶養する子どもの数

- ・ 2026年秋申込み時点で年上のきょうだいが就職していても、2025年12月31日時点で扶養されていれば2026年二次採用では扶養する子どもの数に含まれます。
- ・ 2026年1月1日以降に出生した生計維持者の実子は、別途学生から申告することにより子どもに含める場合があります。

収入基準2025年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2026年度住民税情報

●いわゆる「103 万円の壁」の見直しを踏まえ、扶養する子どものカウントの変更は？

今回の 2026 年二次採用から、2025 年 12 月 31 日時点の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の方については、年収 160 万円以下であれば子どもにカウントされます。

詳しくは、別紙『「高等教育の修学支援新制度」の要件とアルバイト収入の関係を教えて!』をご覧ください。

●「全額、2/3、1/3 免除」されるのは学納金のうちの「授業料」だけです。

学納金には授業料のほかに「施設整備費、維持費、教育充実費、実験実習費（管栄のみ）」等がありますので、授業料が免除になっても、これらの支払いはあります。

（例）経済学部 2 年生で多子世帯の場合

秋学期学納金 519,000 円⇒多子世帯で授業料全額（30 万円）免除⇒支払額 219,000

●特待生（学力、スポーツ）ですでに授業料免除を受けていますが支援の対象になりますか。

特待生として免除をうけた後の授業料の金額に対して、支援の対象となります。

（例）経済学部 2 年生スポーツ特待Ⅱで、支援区分Ⅲ（授業料 1/3 免除）の場合

秋学期学納金 519,000 円 ⇒スポーツ特待Ⅱで授業料半額（15 万円）免除⇒残りの授業料 15 万円の 1/3 である 50,000 円が免除⇒支払額 319,000 円

●「高等教育の修学支援新制度」を利用したことがない学生は、申込み手続きが必要です。

子どもが 3 人いても、申し込みをして審査に通らない限り、支援の対象にはなりません。

該当する学生は自ら申し込む必要があります。

●「高等教育の修学支援新制度」採用後には、毎年 10 月に支援区分の見直しがあります。

今回（2026 年二次採用）採用の支援区分の適用期間は 2027 年 9 月までです。

2027 年 10 月～2028 年 9 月の支援区分は、**2026** 年 12 月 31 日現在の扶養する子供の数と、**2026** 年（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に基づく 2027 年度住民税情報により見直されますので、2027 年度秋学期学納金の減免額は変更・停止される場合があります。

●採用、継続には「学力基準」があります。

家計基準、子どもの数が基準を満たしていても、学力基準を満たさない場合は採用、継続できません。※採用時の学力基準については、申込手続き書類でご確認ください。

●申込みの前に日本学生支援機構サイトと文部科学省 HP をご確認ください。



2026 年度に奨学金を申込予定の方
および保護者の方へ



制度について Q&A 形式で
わかりやすくまとめられています